

ID: 218

担当部署: まちづくり部 交通課

処分の概要	駐車場使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市駐車場条例 第8条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第134号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第8条 使用料は、出車の際徴収する。ただし、回数券については、発行の際徴収する。 2 市長は、駐車場を利用した者が出車の際、正当な理由がなく前項の使用料を現金又は回数券で納付しないときは、自動車の出車を拒否することができる。 3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、未使用の回数券(12枚1組すべて未使用のものをいう。)については、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を還付することができる。 4 前項ただし書の規定による使用料の還付の手続等は、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日